

神戸学院法学

第28卷 第3号

論 説

民法一〇二五条論

——最高裁平成九年判決を契機として——…大島俊之(一)

租税法と信義則(三)完

——判例を中心に——…乙部哲郎(五)

資 料

一九八二年八月一二日法律第五七六号(保険監督の改革)等

——イタリア保険法典(七)——…岡田豊基(1)

七年間のひっかかり

——シンガポールの新しい離婚原因の比較的研究(二)——

……………村井衡平(57)

家族法典一九八六年

——カナダ・オンタリオ州——…村井衡平(77)

1998年11月